

◎東日本大震災による被害を受けた合

併市町村に係る地方債の特例に関す

る法律の一部を改正する法律

(平成二十四年六月二十七日法律第三十六号)

一、提案理由(平成二十四年四月二十七日・衆議院総務委員会)

○川端国務大臣 おはようございます。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長するものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の

規定により地方債を起すことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年度(合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第三項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、二十年度)」とすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十四年六月八日)

○原口一博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための合併特例債を起す

ことができる期間を、被災市町村にあつては、合併年度を含めて通算十六年度から二十一年度に、それ以外の市町村にあつては、同じく通算十一年度から十六年度に、それぞれ五年間延長するものであります。

本案は、第百七十九回国会に提出され、継続審査となつていたものであり、今国会の去る四月十七日川端総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨七日、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

.....(略).....

三、参議院総務委員長報告(平成二四年六月二〇日)

○藤末健三君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律

しようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、合併算定替えの期間経過後における交付税算定の在り方、合併市町村と非合併市町村の財政措置上の均衡、過疎対策事業債及び合併特例債の運用弾力化、過疎地域等の振興施策の有効性に係る政府の認識等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。